

税制改正のあらまし

速報版



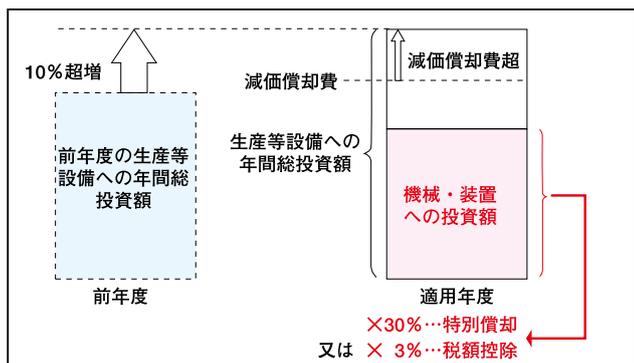
法人会キャラクター けんた

1 法人税関係

(1) 生産等設備投資促進税制の創設

適用事業年度終了の日に保有している国内の生産等設備の取得価額の合計が、次の①及び②の要件を満たした場合、新たに取得等をした機械・装置について、取得価額の30%の特別償却または取得価額の3%の税額控除（ただし控除税額は当期の法人税額の20%を限度）のうちいずれかを選択適用できます。

- ① 国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超えた場合
- ② 国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加した場合



適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備について適用されます。

(2) 環境関連投資促進税制の拡充・延長

エネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除制度について、即時償却の対象資産（太陽光・風力発電設備）に熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）が加えられます。

適用時期

平成27年3月31日まで適用されます。

※エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の30%の特別償却は平成28年3月31日まで延長されます。

(3) 研究開発税制の拡充

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、2年間の時限措置として控除税額の上限が法人税額の30%（現行20%）に引き上げられるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究が加えられます。

適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(4) 所得拡大促進税制の創設

国内の雇用者への給与を5%以上増やして支給した場合には、その給与支給増加額の10%を税額控除（ただし、控除税額は当期の法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）できることとされます（下記(5)の雇用促進税制とは選択適用）。

適用時期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に支給する給与等について適用されます。

(5) 雇用促進税制の拡充

雇用者数が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、税額控除限度額が当期中に増加した雇用者1人当たり40万円（現行20万円）に引き上げられるほか、適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置が講じられます（上記(4)の所得拡大促進税制とは選択適用）。

適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

(6) 中小企業の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設

経営改善に関する指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品及び建物附属設備を取得等して指定事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%の税額控除（ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を限度）のうちいずれかを選択適用できます。

適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、指導・助言を受けて行う店舗改修等に伴う器具備品及び建物附属設備の取得等について適用されます。

(7) 中小企業の交際費課税の特例の拡充

中小企業の交際費課税の特例について、定額控除限度額が800万円（現行600万円）に引き上げられるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行10%）が廃止されます（800万円以下の交際費が全額損金算入可）。

適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

2 所得税関係

(1) 所得税の最高税率の見直し

現行の税率構造に加え、課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられます。

適用時期

平成27年分以後の所得税について適用されます。

(2) 金融所得課税の一体化の拡充

金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税が、次の通り見直されます。

① 公社債等の利子所得等及び譲渡所得等の課税方式の見直し

所得	公社債等の種類	現行	改正案
利子所得等	特定公社債等	源泉分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)	申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)
	一般公社債等	源泉分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)	変更なし*
譲渡所得等	特定公社債等	非課税	申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)
	一般公社債等	非課税	申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)

※ただし、同族会社が発行した社債の利子で役員等が支払いを受けるものは総合課税の対象とされます。

(注1) 「特定公社債」とは、次の公社債その他一定のもの（いわゆる金融債で預金保険の対象となっているものを除く。）をいいます。

- イ 国債、地方債、外国国債、外国地方債
- ロ 会社以外の法人が特別の法律により発行する社債（投資法人債及び特定目的会社の特定社債を除く。）
- ハ 公募公社債、上場公社債
- ニ 発行日の前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債

(注2) 「特定公社債等」とは、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のものをいいます。

(注3) 「一般公社債等」とは特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で私募のものをいいます。

適用時期

平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等、同日以後譲渡した場合の譲渡所得等について適用されます。

② 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充

- イ 損益通算の特例の対象に特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等が加えられます。
- ロ 平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額は、翌年以後3年にわたり、繰越控除が可能となります。

適用時期

平成28年分以後の所得税について適用されます。

③ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組

上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等が別々の分離課税制度とされ、イ 特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、ロ 一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されます。

適用時期

平成28年1月1日以後の株式等の譲渡について適用されます。

(3) 日本版ISAの拡充

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が拡充されます。具体的には次の通りです。

<非課税対象> 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
<非課税投資額> 毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）

<非課税投資総額> 最大500万円（100万円×5年間）

<口座開設期間> 平成26年から平成35年までの10年間（毎年新たな口座開設は不要）

<保有期間> 最長5年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）

※上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）は平成25年12月31日をもって廃止されます。

(4) 住宅取得に係る措置

① 住宅ローン減税の拡充・延長

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限が平成29年12月31日まで延長されるとともに、住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、各年の控除限度額及び控除期間の最大控除額が次の通り拡充されます。

《一般の住宅》

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月～3月	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
平成26年4月～平成29年12月	4,000万円 (2,000万円)	1.0%	40万円	400万円

《認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅》

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月～3月	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
平成26年4月～平成29年12月	5,000万円 (3,000万円)	1.0%	50万円	500万円

(注) カッコ内の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%ではない場合の金額です。

② 自己資金で住宅の取得をした場合の特例措置の拡充・延長

認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限が平成29年12月31日まで延長されるとともに、対象住宅、控除対象限度額及び控除限度額が次の通り拡充されます。

《認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅》

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額
平成26年1月～3月	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
平成26年4月～平成29年12月	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円 (500万円)	10%	65万円 (50万円)

(注) カッコ内の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%ではない場合の金額です。

③ 自己資金で省エネ、バリアフリー、耐震に係るリフォームをした場合の減税措置の拡充・延長

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合や耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限が平成29年12月31日まで延長されるとともに、改修工事限度額及び控除限度額が次の通り拡充されます。

	居住年	改修工事 限度額	控除率	控除限度額
省エネ 改修工事	平成25年1月～ 平成26年3月	200万円 *300万円	10%	20万円 *30万円
	平成26年4月～ 平成29年12月	250万円 *350万円 (200万円)	10%	25万円 *35万円 (20万円)
バリアフリー 改修工事	平成25年1月～ 平成26年3月	150万円	10%	15万円
	平成26年4月～ 平成29年12月	200万円 (150万円)	10%	20万円 (15万円)
耐震 改修工事	平成26年1月～ 3月	200万円	10%	20万円
	平成26年4月～ 平成29年12月	250万円 (200万円)	10%	25万円 (20万円)

(注1) *の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の金額です。

(注2) カッコ内の金額は、工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%ではない場合の金額です。

④ 個人住民税における住宅ローン控除制度の改正

平成26年分以後の所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税額から控除しきれなかった額を、以下の範囲内で翌年度分の個人住民税から控除することとされます。

居住年	控除限度額
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円)
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高13.65万円)

(注) 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円) となります。

3 資産税関係

(1) 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し

① 相続税の基礎控除の引き下げ

現行	改正案
5,000万円＋ 1,000万円×法定相続人数	3,000万円＋ 600万円×法定相続人数

② 相続税の税率構造の見直し

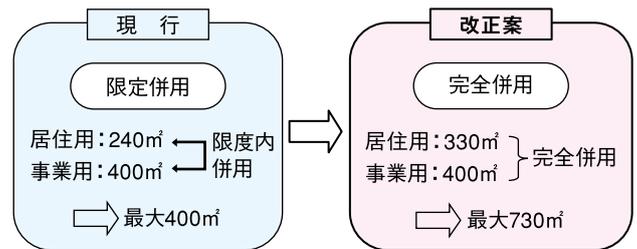
現行		改正案	
法定相続分相当額	税率	法定相続分相当額	税率
1,000万円以下の部分	10%	1,000万円以下の部分	10%
3,000万円以下 //	15%	3,000万円以下 //	15%
5,000万円以下 //	20%	5,000万円以下 //	20%
1億円以下 //	30%	1億円以下 //	30%
3億円以下 //	40%	2億円以下 //	40%
		3億円以下 //	45%
3億円超 //	50%	6億円以下 //	50%
		6億円超 //	55%

適用時期

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

- ① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が330㎡(現行240㎡)までの部分に拡充されます。
- ② 現行、限定的に併用が認められている特定居住用宅地等と特定事業用宅地等について、完全併用が可能とされます(貸付事業用宅地等は除く)。



適用時期

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(3) 贈与税の税率構造の見直し

最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が緩和されます。

基礎控除後の課税価格	現行	税率		
		改正案	改正案	
		①一般の贈与 (②以外)	②直系尊属から 20歳以上の の者への贈与	
200万円以下の部分	10%	10%	10%	
300万円以下 //	15%	15%	15%	
400万円以下 //	20%	20%		
600万円以下 //	30%	30%	20%	
1,000万円以下 //	40%	40%	30%	
1,500万円以下 //	50%	45%	40%	
3,000万円以下 //		50%	45%	
4,500万円以下 //		55%	50%	50%
4,500万円超 //			55%	55%

適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(4) 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

相続時精算課税制度の対象者が次の通り見直されます。

	現行	改正案
受贈者	20歳以上の推定相続人	20歳以上の推定相続人及び孫
贈与者	65歳以上の者	60歳以上の者

適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(5) 事業承継税制の抜本的な見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用要件の緩和、利子税等の負担の軽減、手続きの簡素化等の見直しが行われます。

<要件の緩和>

- ① **雇用確保要件の緩和**
雇用確保要件が「5年平均で8割以上の雇用確保」（現行「毎年8割以上の雇用確保」）に緩和されます。
- ② **後継者の親族間承継要件の廃止**
親族外の後継者への相続若しくは遺贈又は贈与の場合であっても、相続税・贈与税の納税猶予の適用対象とされます。
- ③ **先代経営者の役員退任要件（贈与税）の緩和**
先代経営者（贈与者）は、贈与時に代表者を退任すれば、贈与後に引き続き役員であっても贈与税の納税猶予の適用対象とされます。

<負担の軽減>

- ① **利子税の負担軽減**
 - ・納税猶予期間に係る利子税率が0.9%（現行2.1%）に引き下げられます。
 - ・納税猶予期間が5年を超える場合には、事業承継期間（5年間）の利子税が免除されます。
- ② **猶予税額の再計算の特例の創設**
民事再生計画等に基づき事業を再出発させる場合には、猶予税額を再計算し、税額が一部免除されます。
- ③ **納税猶予額の計算方法の見直し**
先代経営者の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する際には、非上場株式等以外の財産の価額から控除することとなり、猶予される税額がより多くなります。

<手続きの簡素化>

- ① **事前確認制度の廃止**
相続又は贈与前の経済産業大臣による事前確認が不要となります。
- ② **提出書類の簡略化**
相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類が大幅に減量されます。
- ③ **その他の使い勝手を向上させるための措置**
 - ・株券不発行会社への適用拡大
株券を発行しなくても、担保提供が可能となります。
 - ・猶予税額に対する延納・物納の適用
雇用確保要件が満たされないため、経済産業大臣の認定が取り消された場合における納付すべき猶予税額については、延納又は物納の適用が可能となります。

*このパンフレットは、平成25年1月29日に閣議決定された平成25年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

適用時期

所要の経過措置が講じられた上、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

(6) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

受贈者（30歳未満の子又は孫などの直系卑属）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出した場合、受贈者1人につき1,500万円（学校以外に支払われる金銭は500万円を限度）までの金額に相当する部分の価額については贈与税が課されないこととされます。

適用時期

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出される金銭等について適用されます。

4 その他

(1) 延滞税の割合の見直し

延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、次の区分に応じた割合とされます。

- ① **年14.6%の延滞税⇒特例基準割合+7.3%**
- ② **年7.3%の延滞税⇒特例基準割合+1%（7.3%を超える場合は7.3%）**

(2) 利子税の割合の見直し

利子税の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、次の区分に応じた割合とされます。

- ① **②以外の利子税⇒特例基準割合**
- ② **相続税及び贈与税に係る利子税（年7.3%のものを除く）**

$$\rightarrow \text{利子税の割合（本則）} \times \frac{\text{特例基準割合}}{7.3\%}$$

(3) 還付加算金の割合の見直し

還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その特例基準割合とされます。

(注)「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

適用時期

平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用されます。

法人会

消費税期限内納付

推進運動